

1. 地震、台風、風水害、感染症、あるいは全学休校など開催校固有の緊急事態等が発生、もしくは発生が予測される場合
 - (1) 開催校が全学休校措置等を取るなど、大会会場の使用が不可能となった場合は、その時点で、開催校での大会を中止する。
 - (2) 大会開始2日前に警報等が発令されている、もしくは直近の発令が予想されており、当日の公共交通機関の運休が見込まれる場合は、理事長・大会準備会代表は、大会の中止を検討する。
 - (3) 大会当日もしくは大会実施中に警報等が発令された場合は、理事長・大会準備会代表は、速やかに大会を中止する。
 - (4) 研究発表、講演、シンポジウム等（以下、研究発表等という）が中止となった場合は、後日代替措置を講ずることがある。代替措置については、理事会・大会準備会が協議する
 - (5) 研究発表等中止の告知は、学会ホームページにて行う。また研究発表等に関する問い合わせは、あらかじめ公表した大会準備会の問い合わせ先の電話等によっても対応する。代替措置についての告知は、学会ホームページ等にて行う。
 - (6) 研究発表等以外の行事については、理事長・大会準備会代表が協議の上、実施が困難と判断される場合は、行事を中止する。中止した行事は、延期が可能な場合を除き、原則として代替は行わない。
 - (7) 行事中止の告知は、学会ホームページにて行う。また行事に関する問い合わせは、あらかじめ公表した大会準備会の問い合わせ先の電話等によっても対応する。

2. 災害等による交通機関不通時の研究発表の取扱

大会会場への交通が不通のため、定刻までに来場できない場合は、大会が中止になった場合を除き、研究発表は取消として扱い、代替措置については別途講ずる。